

### 第三回建築法体系勉強会議事概要

**日時** 平成 23 年 7 月 20 日（水）18:00～20:00  
**場所** 国土交通省 4 階特別会議室  
**出席者** 浅見委員、井出委員、金井委員、神田委員、久保座長、櫻井委員、辻本委員、土居委員、深尾委員、古阪委員  
事務局：住宅局長、担当審議官他

#### 議事概要

事務局より建築基準体系に係る現状の課題等の報告を行った後、勉強会のあり方、基本法のイメージ、ストックに係る建築規制のあり方等に関し全委員より意見表明を行い、引き続き意見交換を実施。意見表明及び意見交換における主な発言（事務局発言を含む）は以下の通り。

#### ○勉強会のあり方及び建築基本法のイメージ関連

- どこまで検討対象とするのか議論の土俵を明確にすべき。
- 消費者意向の代弁者の扱い等意志決定構造のあり方を検討対象とすべき。
- 基本法自体に意味はない。
- 基本法に理念を規定しサブミナルな効果を期待する考え方もある。
- 基本法を基準法等の共通のプラットフォームとした上で、民間が提案する基準を円滑に取り込めるようにすべき。

#### ○ストックに対する建築規制等ストック対策のあり方関連

- 新築に比べ膨大でかつ、複雑な事情を抱えるストックに対応した規制体系とすべき。
- 基準法はストックを対象とする規制とし、新築の規制は別法体系によるべき。
- ストックの性能等をモニタリングした結果を踏まえて必要な性能の確保を求める、あるいは改修の際の規制の適用に反映させる仕組みとすべき。
- 放置された不良ストックが全国に広がる限界列島状態に陥る前に不良ストックの解体除却を促す仕組みづくりが必要。
- ストック再編の円滑化に向け、維持保全の意志・能力を有する所有者の集約化等権利関係の整序を可能とすべき。

#### ○建築基準体系のあり方関連

- チェック項目が多すぎる。基準のスリム化は必要。
- 階層化された明解な性能基準体系への移行は現実的で評価できる方向。
- 性能規定が部分的にしか導入されていないことが現行基準体系を判りにくくしている一因。
- 各規定における最低基準の趣旨を明確にすべき。
- 性能規定化は確認における裁量性の拡大を意味するのではないか。
- 集団規定も個々の敷地で守られている性能の明確化を図るべき。

## ○関係主体の役割分担・責任関連

- 審査側に設計者等供給側と同等の能力がないことが建築規制システムの脅威。
- 行政が関与・責任を持つ範囲を明確化した上で安全性等の宣言主体のあり方や建築主等の自己責任で対応すべき範囲などを整理すべき。
- 国が一律の基準を定めるのではなく、専門家による情報共有、自治体単位での意志決定を通じ個々の建築行為に適用される基準が決まる仕組みとすべき。
- 集団規定は地域毎に整合性を確保すれば良いと考える一方で、規制趣旨があいまいなままでは骨抜きとなるおそれがある等地方に委ねる場合の課題も検討すべき。
- 何のために集団規定を分離するか意見集約されていないと感じる。
- 集団規定の分離に関しては手続きの二重化や体制整備などの課題を検討すべき。

## ○規制以外の品質確保手法の活用関連

- 性能に関する正確な情報が市場に提供されることで低品質物件の淘汰を促すべきと考えるが、正確な情報提供を担う人材の育成や低品質物件を所有する低所得者等への手当も検討すべき。
- 保険適用により資格者以外も担当可能とするフランスのように業務独占の仕組みを柔軟化すべき。
- 外部経済性を金銭的に調整する仕組みの導入等コントロール手法を多様化すべき。

## ○その他

- 現行規制システムはそれなりの効果・意義を有する社会資産であり、壊すよりも蓄積を生かしつつ問題箇所を改めていくべき。
- 消費者が理解困難な複雑な内容だからこそ専門家が必要とされているのであり、複雑さの問題も専門家が対応すればよい。
- 紛争手続きや事故調査などは社会が求めている一方で研究が足りない分野である。
- 設備、遊戯施設などは基準法から外して別の仕組みで規制すれば良い。

次回勉強会においては第三回に引き続き基準体系のあり方を議論するとともに、整備段階において質を確保する仕組みのあり方についても効率的に議論できるよう、事務局より事前に関連資料を委員に送付した上で、各委員に当日の意見表明用資料を用意していただくこととなった。